

令和5年度事業報告書

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

公益社団法人愛知県公共嘱託登記司法書士協会

1. 概 要

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の位置付けが「2類相当の感染症」から「5類感染症」に移行され各種の行動制限が無くなったことで、令和5年度の当協会の活動は、コロナ禍前の通常の状態に戻り、ここ数年開催できなかった地区管理責任者会議や愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、調査士協会）との合同会議も実施することができた。

このような状況のなかで令和5年度の当協会の受託高は、長期相続登記等未了土地解消作業の受託高を除いた額で、前年度の受託高より約9%増加した。ここ数年、受託高の減少が続いていたが、その流れに歯止めがかかり、良い結果を出すことができた1年であったと考えている。現在の物価高や世界情勢の影響も心配であるが、コロナ禍も終息し税収の増加が続けば、地方公共団体の用地買収を伴う公共事業の増加が期待されるので、官公署の要望に迅速に対応できるよう現状を分析し、今度も現在の受託高を維持・増加させるために引き続き必要な取り組みを行っていく。

また、長期相続登記等未了土地解消作業を令和5年度も当協会が受託し、登記名義人200名分の相続人を調査し、年度内に納品を行った。

当協会の安定的な運営のためには、受託高の維持と増加が必要であり、そのためにも嘱託登記の受託拡大に向け、法改正による嘱託登記業務に関する情報提供や広報開発活動を市町村等の官公署に継続的に行っていく必要がある。

来年度も、公益法人として社会的な使命を果たせるような活動を引き続き行っていく。

2. 総 務

（社員の異動）

社員の異動については、別紙「社員異動報告書」のとおりである。

（事務局）

長期相続登記等未了土地解消作業に対応するために臨時のパート職員を活用するなどし、本協会の業務が滞ることなく効率的に行えるような体制を整えた。また、事務局職員1名の退社に伴い、新たに1名を採用し、事務局職員2名体制を維持した。

（各種団体との協調）

協会の使命を達成するには、関係する法務局、県、市町村役場等の官公署、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会（以下、全司協）、中部ブロック連絡協議会、調査士協会、司法書士会（以下、本会）、政治連盟、リーガルサポート、協同組合等の隣接する団体との協調が大切である。このため、これらの団体等との協調をはかった。コロナ禍前には年1回開催していた調査士協会との合同会議を再開し、意見

交換を行った。また、令和8年に当協会と調査士協会が設立40周年となるので、その記念事業を合同で実施できるよう令和6年度より協議を進めていく。

(長期相続登記等未了土地解消作業への対応)

令和5年度に受託した登記名義人200人分の長期相続登記等未了土地解消作業を実施した。これまでの受託の経験により、作業を効率的におこなえる体制が整っており、年度末までに納品することができた。

(地区管理責任者会議)

当協会の運営を円滑に行なうには各地区の社員の協力が不可欠であり、各地区での地区管理責任者の役割が重要であると考えている。コロナ禍により長らく開催できなかった地区管理責任者会議を令和5年7月に開催し、協会の運営状況や未払い報酬への対応等の諸問題について報告するとともに、各地区の現状や取り組みについて意見交換をして情報の共有をはかった。

(中部ブロック連絡協議会及び全司協)

令和5年12月に石川県において中部ブロック連絡協議会を開催した。この協議会では、各協会の現状報告や入札への対応、長期相続登記等未了土地解消作業への対応、インボイス制度への対応等、各協会が抱える諸問題について活発な意見交換を行い、情報の共有を図った。また、メーリングリストを活用し、素早い情報交換を適時行った。

各協会は、組織を運営するうえで発生する諸問題に対して、互いの情報交換と情報共有の場を設けることの必要性を認識しており、今後も継続して年1回程度本協議会を開催していく。

また、準会員として再加盟した全司協では、公嘱司法書士協会の制度研究委員会等の委員として必要な提言を行った。

3. 広 報

本会の会報を通じ、当協会の現状や活動等について掲載し、情報を発信した。また、ホームページを随時更新し、情報提供を行った。

4. 業務の処理状況

業務の処理状況については、別紙「登記業務受託報告書」のとおりである。

(業務の処理の方法)

理事及び地区管理責任者を中心として、愛知県下全市町村に対し窓口を設け、過少な業務や、難解な案件の相談にも対応し、適切に業務を処理した。

(講習会の開催)

国、愛知県、市町村等の官公署の登記担当者向けに講習会を開催した。また、地区によっては調査士協会と合同での講習会も開催した。

5. 経 理

予算の適正な執行に努めた。

令和5年10月1日より始まったインボイス制度への対応を進めた。

以 上